

岡山県地方独立行政法人評価委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定により、岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員三人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、委員のほか、専門委員を置くことができる。

- 2 第三条の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。